

細胞診専門医資格認定試験受験資格審査
申請についてよくいただくご質問

「公益社団法人 日本臨床細胞学会細胞診専門医資格認定試験施行細則」の受験資格に関して

Q：「1）医師，歯科医師資格取得後5年以上の者．」とは

A：医師、歯科医師資格取得後丸々5年以上経過していると受験申請可能です。

本年の細胞診専門医資格認定試験では2014年3月以前に医師資格取得した方が申請可能となります。

Q：「2）本法人及び関連学会において細胞診断学の研修を受けた者で，研修期間は本法人で3年間以上を原則とするが，関連学会の専門医については，別に定める．」とは

A：病理専門医、産婦人科専門医など基盤領域学会専門医は、本法人における細胞診断学の研修2年間以上で受験申請可とします。

※会員歴3年または、2年とはご入会頂いた年度です。

本年の細胞診専門医資格認定試験では以下の年度にご入会頂いた先生方が対象です。

会員歴3年（2017年ご入会）

会員歴2年（2018年ご入会）

Q：「3）細胞診断学並びに細胞病理学に関する論文3編以上をもち，その内1編は筆頭者であること．発表論文は論文査読制の執られている学術誌で発表していること．なお，日本臨床細胞学会雑誌およびActa Cytologicaに投稿された論文については，論文2編に該当するものとみなす．」について・・・

A：2019年度より施行細則が変更になっております。ご注意ください。

＜論文の内容について＞

筆頭論文および共著論文いずれにおいても細胞診や病理形態が含まれている論文で、論文査読制の執られている学術誌で発表されていることが必要です。

なお、日本臨床細胞学会雑誌およびActa Cytologicaに投稿された論文については、論文2編に該当するものとみなされます。

＜雑誌にはまだ掲載されていないが採択が決定している論文について＞

論文掲載証明書を出願書類と共にご提出ください。